

令和5年

1月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



陽だまりの福寿草

令和5年1月の税務と提出期限

- ① 令和5年1月10日・・・令和4年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期
(年2回の特例選択適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- ② 令和5年1月31日・・・令和4年11月決算法人の確定申告期限(法人税・消費税・法人事業税等)
給与支払報告書の提出・固定資産の償却資産に関する申告・支払調書の提出
- ③ 1月中において都道府県の条例で定める日・・・個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)

今月の気になった新聞記事

- 1) **相続土地国庫帰属制度の相談窓口2月に設置**・・・2023年4月にスタートする「相続土地国庫帰属制度」は各法務局に設置される。法務局の担当者に対し引き取りを希望する土地が申請条件に合致しているかどうか審査の大まかな見通しを尋ねることができる。相談には予約を入れる必要がある。
- 2) **法定相続情報証明制度**・・・2017年にスタートしたこの制度が約17万件の「いいね」を獲得して注目されている。相続手続きの際必要な大量の戸籍書類一式をA4用紙の1覧図にまとめたもので全国の登記所のいずれかに相続人全員の謄本等の必要な情報を揃えて提出すれば、偽造防止装置がついた書類が発行される

個人事業者の確定申告で、青色申告特別控除を活用する！

青色申告者に対して様々な特典がありますが、その1つに、下記の要件を満たすと事業の利益から「65・55万円」または「10万円」が控除できる優遇措置「青色申告特別控除」という制度があります。

1. 青色申告特別控除を受けるための要件

- 1) 「青色申告承認申請書」を適用受ける年の3/15迄に
(新規開業は開業後2ヶ月以内に)、所轄の税務署に申請書を提出します。
- 2) 不動産または事業、山林所得の事業を行っている。
- 3) 65万円または55万円控除は、事業的規模(家屋5棟、アパート10室)以上の不動産所得のある人
- 4) “ 複式簿記(正規の簿記の原則)で帳簿を作成していること
※正規の簿記の原則 (網羅性・事業活動がすべて網羅的に記録されていること)
(立証性・会計記録が検証可能な証拠資料に基づいていること)
(秩序性・すべての会計記録が継続的・組織的に行われていること)
- 5) 上記 要件を満たした正確な会計帳簿を作成し、貸借対照表・損益計算書を添付します。
- 6) 次のいずれかに該当していること
 - ①その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること
 - ②その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の提出を確定申告書の提出期限までに
- 7) e-TAX(国税電子システム・納税システム)を使用して行うこと
65万円控除か55万円控除かの違いは、はe-TAX申告か電子帳簿保存を行っている場合は65万円控除
できますが、行っていない場合は55万円控除となります。

帳簿の保存義務 仕訳帳・総勘定元帳・損益計算書・貸借対照表・7年 請求書類・5年

- 8) 青色申告者で上記要件に1つでも該当しなかった場合は、10万円控除となります。

※令和4年分以後の青色申告特別控除(65万円)の適用を受けるためには、その年分の事業における仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。

2. 青色申告特別控除を受けられないケース

- 1) 雑所得や譲渡所得(不動産所得・事業所得。山林所得以外の所得)では、受けられません。
- 2) 青色申告の帳簿は、発生主義で行います。現金主義や単式帳簿(お小遣い帳方式)での帳簿ではなく、複式簿記で作成しましょう。
- 3) 還付申告の場合でも、青色申告特別控除を受ける場合にはその年の確定申告期限(翌年3月15日)迄に還付申告書を提出する必要があります。

3. 青色申告特別控除で申告するメリット

- 1) 所得税が安くなる→自分の所得税率が20%の場合、 $65万円 \times 20\% = 13万円$ 節税
- 2) 住民税が安くなる→住民税は一律10%の税率なので、 $65万円 \times 10\% = 6万5千円$
- 3) 国民健康保険料が安くなる→各自治体により税率は違いますが、国民健康保険料の計算の基礎は、確定申告の所得金額なので、納付額が減少します。



固定資産税は、1月1日の資産所有者に課税される地方税です

マイホームを持つと「固定資産税」がかかります。1月1日時点を基準として、所在する市町村から納付書が届きます。用途は決まっておらずに道路、学校、公園、介護といった行政サービスに使われます。

固定資産税が課税される対象はどんなものでしょうか？

固定資産は、土地、家屋（建物）、償却資産の3種類に分けられます。

土地・・・住宅地のほか田畑・山林などを含みます

家屋・・・住宅、店舗、工場、倉庫です。

償却資産・・・会社内で使うコピー機・パソコンといったものです。

① 納期限は？

毎年4～6月ごろに、所有者のもとに「納税通知書」が届きます。1回納付か年4回の分割納付が基本です。自治体によって口座振替やクレジットカード納付に対応しています。

② 1年の途中で土地や家屋を取得したら？

納税義務があるのは、1月1日の所有者です。売買で途中取得したときは、按分して負担するのが通例になっており、売買契約書とは、別に精算することが多いようです。

③ 納税額はどのようにして決まりますか？

固定資産の評価額に基づく「課税標準額」に税率をかけて求めます。標準税率は1.4%で評価は3年ごとに見直します。宅地の評価は、公示価格の70%といわれます。住宅用地は特例の軽減措置があります。

④ 自宅の住宅用地の特例の軽減措置とは？

- ・家屋のある200平米以下の住宅用地は、課税標準額が評価額の6分の1になります。
- ・200平米を超える住宅用地は、超えた部分の課税標準額の3分の1になります。
- ・2024年3月までに新築した住宅の家屋にも軽減措置があります。
- ・床面積が120平方メートル迄の部分についても条件を満たせば一定期間税額が2分の1になります。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 資産の売却、今年契約したが、引き渡しは来年、確定申告は？

譲渡所得の申告は、譲渡の翌年2月16日から3月15日の間に行います。譲渡日は、原則「資産を引き渡した日」ですが、契約の効力発生日に譲渡があったものとして確定申告が可能です。

2) 所得税の「5棟10室」基準と相続税の「小規模宅地等の評価減の適用」のちがいは？

所得税の不動産賃貸業で事業的規模の判断に「5棟10室」があります。相続税の「貸付事業用宅地等」は、特例で200平米までの部分を50%減額できます。ここで貸付事業とは不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業を指し、準事業とは、「事業と称するに至らない不動産の貸付等相当の対価を得て継続的に行うものであり、事業的規模を問うものではありません。平成30年改正で「相続開始前3年以内に貸付事業を開始した宅地でないこと」という要件が追加されました。